

津山市監査委員告示第7号
令和5年3月22日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和4年度の公の施設の指定
管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のと
おり公表する。

津山市監査委員 和田 賢二

津山市監査委員 岡 安 謙 典

令和 4 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

津 山 市 監 査 委 員

第1 監査の対象

指定管理者	城西まちづくり協議会
施設	作州民芸館
所管部署	観光文化部歴史まちづくり推進室

第2 監査の実施日等

実施日	令和5年2月22日
実施場所	作州民芸館

第3 監査の着眼点

令和3年度における公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が、関係法令、協定書及び仕様書に従い適正かつ効率的に執行されているか、また指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかなどを監査の着眼点とした。

第4 監査の方法等

監査にあたっては、監査資料や関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、関係職員からの聴取、現地調査などを行い、津山市監査基準に基づき実施した。

第5 指定管理の状況

1 施設の概要等

- (1) 所在地 津山市西今町18番地
- (2) 設置目的 郷土の歴史、文化等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、歴史的な町並みの保存に対する市民意識の高揚を図り、もって地域の活性化に資すること。
- (3) 建築面積 233.84 m²
- (4) 延床面積 405.14 m²
- (5) 施設の内容 1階4室、2階7室、多目的広場(690 m²)

2 管理業務の内容

- (1) 作州民芸館の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 作州民芸館の維持管理に関する業務
- (3) 作州民芸館の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 作州民芸館の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 作州民芸館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(6) 上記に掲げるもののほか、作州民芸館の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

3 指定の期間 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで（更新により令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）

4 指定管理料 5,235,555 円（令和3年度決算額）

5 利用料金制 採用

第6 監査の結果

公の施設の管理に係る事務の執行について、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点があったので、必要な措置を講じられたい。

1 改善を要する事項

指定管理者

- (1) 仕様書17(3)に規定されている緊急時対策及び防犯・防災についてのマニュアルが作成されていなかった。事故・災害等が発生した場合に速やかに応急処置を講じられるようマニュアルを作成されたい。
- (2) 警備及び消防用設備点検を第三者に委託しているが、市の承諾を受けていなかった。協定書第15条第1項の規定に基づき事前に市の承諾を得るよう改められたい。
- (3) 利用申請者に対し利用許可書を交付していない事例があった。作州民芸館条例施行規則第3条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (4) 利用料金の設定について、市長の承認が確認できなかった。作州民芸館条例別表第1と同額の場合であっても、同条例第11条第2項及び第3項の規定に基づき承認を得られたい。
- (5) 冷暖房装置を利用する場合の料金について、算出した金額の10円未満の端数を切り捨てずに徴収していた。作州民芸館条例第10条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (6) 第1研修室及び第2研修室の利用料金の減免を行っているが、その経緯等が文書で確認できなかった。減免の理由や根拠等は必ず文書で記録・保管し、透明性のある事務処理に改められたい。

また、自主事業として機織り機を第2研修室に展示しているが、自主事業を行う場合は業務計画書を提出し、事前に所管部署の承諾を受けるよう改められたい。

所管部署

- (1) 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとなっているが、作州民芸館条例第11条第2項及び第3項に規定する手続が確認できなかった。また協定書第47条第2項の自主事業についても同様であった。それぞれの規定に基づき適正に事務処理されたい。

共通事項（指定管理者・所管部署）

- (1) 協定書で毎年度の提出及び確認を行うこととなっている業務計画書について、指定管理者及び所管部署は指定管理者募集時の業務提案書を業務計画書と見なしていた。協定書第21条第1項の規定に基づき、毎年度期日を示し業務計画書の提出及び確認を行うよう改められたい。

2 監査委員の意見

作州民芸館は明治42年に土居銀行津山支店として建てられ、平成4年に津山市が取得、平成9年に国の登録有形文化財に登録された城西地区のシンボリック建物である。

郷土の歴史、文化等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、歴史的な町並みの保存に対する市民意識の高揚を図り、もって地域の活性化に資することを設置目的としており、平成31年4月から指定管理者制度を導入した。

指定管理者は、施設の維持管理や施設利用に関する業務のほかに、喫茶事業や販売事業を展開している。徳守神社にあやかった「とくもりうどん」など利用者のニーズに沿ったメニュー開発や、地元産の農産物、加工品等を取り扱うことで、地域内外に魅力あるサービスを提供している。

令和3年度の施設利用件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度比約69%、令和元年度比では約40%だが、自主事業を含む令和3年度の来館者数は15,544人となっており、令和2年度と比較すると331人増えている。今後も設置目的に沿う適正かつ独創的な管理運営に取り組むとともに、地域の活性化を図られたい。

また所管部署においては、指定管理者に適正な事務処理を行うよう指導監督に努めるとともに、指定管理者と一体となって施設の有効活用や利用者のサービス向上に努められたい。